

生食発 1227 第 1 号
4 輸国第 4293 号
令和 4 年 12 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

我が国からサウジアラビア向けに輸出される水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 SA-S1「サウジアラビア向け輸出水産食品の取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、サウジアラビアで施設登録を行う際に必要となる情報が追加されたことから、取扱要綱について、下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

1. 別紙様式 1 (施設認定申請書様式) について、輸出品目に係る事項を追加
2. その他、所要の改正